

あなたの家から脱炭素！

新年

を機に省エネ家電に買い替えませんか？

すでに
1,200人以上が
補助活用！



なすしおばら 省エネ家電 購入補助



購入対象期間 | 令和5年11月1日～令和6年2月29日

申請受付期間 | 令和5年12月1日～令和6年3月31日

※予算額に達し次第、受付を終了

対象品目



エアコン



冷蔵庫



／新九に対象／

炊飯器



／新九に対象／

電子レンジ



／再び対象／

テレビ

多段階評価点★★2以上かつ
省エネ基準達成率100%以上の製品
※エアコンは新基準(2027基準)による

省エネ基準達成率105%以上の製品

補助額

購入額合計 (税抜)	補助額
2万円以上 5万円未満	5,000円
5万円以上 10万円未満	10,000円
10万円以上 15万円未満	20,000円
15万円以上	30,000円

※同一会計における本体購入額(税抜)を合算し補助額を決定
※値引額は差し引いて補助額を決定

ココを確認！



多段階評価点を★
で記載

省エネ基準達成率の記載



申請は期間中 **1世帯1回限り** <過去に補助を受けた場合も申請できます>
市内の事業所から購入した場合 ----- に対象となります
対象期間内に支払い・設置が完了している場合 -----



那須塩原市 気候変動対策局 気候変動対策課

お問合せ先 TEL 0287-73-5651



申請方法や対象商品ほか詳しくは
那須塩原市のホームページをご覧ください。
<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/soehikarasagusa/kikohendetaisaku/yoku/slmh/17040.html>

申請方法について

【窓口・郵送による申請】

省エネ家電購入促進事業補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に、必要書類を添付して提出してください。

○ 必要書類

- ①購入した補助対象設備の税抜価格及び支払が完了していることを確認できる書類
(例) レシート、領収書など
- ②購入した事業所の所在地が確認できる書類
(例) レシート、領収書など
- ③購入した補助対象設備のメーカー又はブランド、機種名及び型式が確認できる書類
(例) カタログ、メーカー保証書など
- ④補助対象設備の設置状況が確認できる写真
※ 配達に係る証明書は不可

○ 申請受付期間

令和5年12月1日(金曜日)から令和6年3月31日(日曜日)まで
※ 郵送の場合は令和6年3月31日(日曜日)消印有効

○ 受付場所

〒325-8501 那須塩原市共墾社108番地2
那須塩原市役所 気候変動対策課(本庁舎5階) 午前8時30分から午後5時15分まで
※ 西那須野支所、塩原支所及び箒根出張所では受け付けていません
※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始は除く

○ 申請用紙の取得方法

市ホームページからダウンロードしてください。また、那須塩原市役所 気候変動対策課(本庁舎5階)でも配布しています。

【インターネット(電子)による申請】

- ・「那須塩原市どこでも窓口」による申請を初めて利用する場合は、利用者登録が必要です。
- ・必要書類、申請受付期間は、窓口・郵送による申請と同じです。
- ・24時間申請が可能です。
- ・必要書類は撮影した画像データのアップロードにより提出してください。



(那須塩原市どこでも窓口)

【その他】

- ・申請内容に不備がある場合、書類の再提出していただく場合があります。その場合、必要書類がすべて揃った時点で申請を受け付けます。
- ・補助金の交付に当たっては、別途、省エネ家電購入促進事業補助金交付請求書(様式第13号)の提出が必要です。